

校則見直しの取組について

京都市立九条中学校

本校では、教職員の生徒指導委員会（校則検討委員会）が、生徒会本部と「九条カンファレンス」を通じて連携し、定期的な校則の見直しを図っています。

見直しに関わる協議の流れは、以下の通り計画しています。

- 12月
 - ・「第1回九条カンファレンス」
校則検討委員（教職員代表）と新旧生徒会本部役員（生徒代表）により、協議の内容や進め方を確認
 - ・「第2回九条カンファレンス」
新旧生徒会本部役員による協議
- 1月
 - ・「第3回九条カンファレンス」
職員会議（全教職員）での協議
 - ・「第4回九条カンファレンス」
校則検討委員会での新旧生徒会本部役員による協議内容の把握
- 2月
 - ・「第5回九条カンファレンス」
校則検討委員会で、見直し案の確定
 - ・「第6回九条カンファレンス」
校則検討委員（教職員代表）と新生徒会本部役員（新年度生徒代表）との意見交換
- 3月
 - ・職員会議で来年度に向けた見直し内容の確定
- 4月
 - ・新年度の「生徒心得」の発信（生徒・保護者・地域）
- 5月
 - ・生徒総会議案書討議での検討
 - ・保護者会及びP T A総会での意見聴取
 - ・学校運営協議会での意見聴取
- 6月
 - ・生徒総会での確認